



障害者
差別解消法
に対応

合理的配慮アドバイザー

障害者支援の専門家を派遣します。

平成28年4月から障害者差別解消法が施行されました。これを受け、企業等には商品やサービスの提供、雇用等の場面で、障害者に対する合理的な配慮の提供が求められます。兵庫県では、障害者支援や障害者雇用に精通した専門家を無料で派遣し、事業者様のお悩みについてサポートします。

活用例
1

接客研修で障害者への対応を学ぶ

派遣する専門家例：障害者相談支援事業所管理者クラス



活用例
2

ユニバーサル化投資の留意点を知る

派遣する専門家例：特例子会社マネージャークラス



お申し込み・お問い合わせ

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

TEL ▶ 078-362-9104 URL ▶ <http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/adviser.html>